

様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 マツオ内科クリニック
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市永昌町 43 番 6 号
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 8 月 21 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 9 月 1 日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 マツオ内科クリニック	長崎県諫早市永昌町 43 番 6 号	一般病床 0 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和 4 年 9 月 10 日 令和 3 年度決算の決定承認に関する件、  
令和 5 年 2 月 28 日 理事辞任の承認

法人名 医療法人 マツオ内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌町43番6号

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	24,656	I 流動負債	6,633
II 固定資産	86,878	II 固定負債	11,547
1 有形固定資産	42,713	負債合計	18,180
2 無形固定資産	1,643	純資産の部	
3 その他の資産	42,522	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	83,354
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	93,354
資産合計	111,534	負債・純資産合計	111,534

法人名 医療法人 マツオ内科クリニック  
 所在地 長崎県諫早市永昌町43番6号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	119,057
2 事業費用	115,012
本来業務事業利益	4,045
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,045
II 事業外収益	595
III 事業外費用	148
経常利益	4,492
IV 特別利益	0
V 特別損失	413
税引前当期純利益	4,079
法人税等	717
当期純利益	3,362

様式2

法人名 医療法人 マツオ内科クリニック  
 所在地 長崎県諫早市永昌町43番6号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額 111,534 千円  
 2. 負 債 額 18,180 千円  
 3. 純 資 産 額 93,354 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,656
B 固 定 資 産	86,878
C 資 産 合 計 (A+B)	111,534
D 負 債 合 計	18,180
E 純 資 産 (C-D)	93,354

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

## 監事監査報告書

医療法人 マツオ内科クリニック  
理事長 松尾 浩志 殿

私は、医療法人 マツオ内科クリニックの令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月12日

医療法人 マツオ内科クリニック

監事 朝長 タエ子

